

広川町空き家改修事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 本要綱は、空き家を改修して広川町に定住しようとする者に対してその改修に要する費用の一部を補助することにより、広川町への定住を促進するとともに空き家の有効利用を図ることを目的とし、その補助金交付に関しては広川町補助金等交付規則(平成 12 年 4 月 4 日規則第 5 号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本要綱における「空き家」とは広川町空き家情報登録台帳(平成 23 年 10 月 21 日広川町告示第 53 号)に登録された物件をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町外からの移住者が居住する住宅として空き家を改修しようとする当該空き家の所有者(空き家を購入し、移住に際して改修をしようとする町外からの移住者を含む。)
- (2) 自ら居住する住宅として空き家を借り上げ、移住に際して改修をしようとする町外からの移住者

(補助対象事業)

第 4 条 補助金交付の対象となる事業は空き家の改修工事で、補助金の交付を申請する年度の 2 月末日までに補助対象部分の工事が完了する事業とする。

2 前項の事業完了後、5 年間、当該住宅を活用するものとする。

3 前条第 2 号に規定する者が第 1 項の事業を実施しようとする場合には、当該空き家住宅所有者の承諾を得るものとする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象事業に要した経費の 3 分の 2 以内(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、30 万円を限度額とする。

2 この補助金は、同一物件に対して 1 回限り交付する。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 3 条に規定する補助金交付申請書と広川町空き家改修事業計画書及び収支予算書(様式第 1 号)、その他必要な書類を添付し改修工事着手前までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条の申請があったときは速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、規則第 5 条の規定により補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第 8 条 前条の規定により、補助金交付決定通知を受けた者はその内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、変更承認申請書(様式第 2 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 申請者は、補助事業が完了したときは規則第 6 条に規定する補助金実績報告書と広川町空き家改修事業実績書(様式第 3 号)、その他必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第 10 条 町長は、前条の補助金実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認められる時は、規則第 7 条の規定により補助金額の確定通知書を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により、補助金額の確定通知を受けた者は、規則第 8 条の規定によ

り補助金交付請求書を町長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 町長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りの他不正があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくない
と認めるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。